

神野部会長

それでは、定刻でございますので、ただいまから、第13回「社会保障審議会資金運用部会」を開催したいと存じます。

委員の皆様におかれましては、御多用中のところ、また、寒さが少し強まる夕方になってから御参集をいただくにもかかわらず、わざわざお越しくださいますて、本当にありがとうございます。服して御礼を申し上げる次第でございます。

委員の出席状況ですが、本日は荒井委員、大野委員、金井委員、神作委員から御欠席と御連絡を頂戴しております。

また、玉木委員は、18時40分ごろ御退席されるという御予定だと伺っております。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認を事務局からお願いいたします。

石川資金運用課長

資金運用課長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の部会の開催中に、局長が公務のため途中で退席をいたしますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

厚生労働省では、審議会のペーパーレス化を推進しておりますが、本日の部会においても、ペーパーレスで実施をいたします。

皆さんの正面にタブレットがございまして、そこで資料の一覧が掲載されているかと思えます。それを御活用いただければと思います。

操作については、説明書をお手元に配付しておりますけれども、御不明な点がありましたら、適宜、事務局からサポートいたしますので、お申しつけください。

また、傍聴される方におかれましては、あらかじめ厚生労働省のホームページでお知らせしておりますが、御自身のタブレット等の携帯端末を使用いただいて、厚生労働省ホームページから資料をダウンロードして御覧いただくこととしております。

また、御不明な点がありましたら、受付の事務局職員へお問い合わせいただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、見渡した限り、カメラの方はいらっしゃらないようでございますけれども、いらっしゃるようでしたら、ここで御退席をお願いする次第でございます。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。本日は、お手元の議事次第を御

覧いただければお分かりのように、1つ議題を設定しているだけでございますが「GPIFの次期中期目標案について」を議題とさせていただきます。

初めに、事務局のほうから資料に基づいて御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

石川資金運用課長

まずはじめに、GPIFの次期中期目標について御説明をいたします。

資料は、議事次第にございますとおりであります。参考資料にもつけておりますけれども、総務省から示されております独立行政法人の目標策定に関する指針等を踏まえまして、また、本部会におけるこれまでの御議論を踏まえまして、今回、GPIFの第4期、次期中期目標案について、全文も含めて、今回資料をお示しさせていただきます。

説明については、資料1「年金積立金管理運用独立行政法人第4期中期目標案の概要」に沿いまして、まず御説明をいたします。

資料1の1ページをお開きください。これが第4期中期目標の構成でございます。

章立ては、独立行政法人にある意味共通的な項目立てとしておりますけれども、第1に「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」、第2に「中期目標の期間」ということで、来年度からの5年間ということでございます。

第3で、業務に関する事項を掲載するということでありまして、GPIFに関しましては、項目として1から8までありますけれども、運用の基本的な方針から始まりまして、組織体制の確立、基本的な運用手法及び運用目標、運用手法及び運用対象の多様化、運用受託機関等の選定、評価、管理、リスク管理、スチュワードシップ活動及びESC投資、情報発信及び広報、こういった運用業務に関する項目立てで、今回、目標を構成することとしたいということでございます。

また、いくつかの項目については、重要度高とあります。この法人の業務運営において重要度が高いと思われる項目については、めりはりをつけるという趣旨でもございますけれども、重要度が高いという整理をいくつかの項目についてしているというものでございます。

第4については「業務運営の効率化に関する事項」。第5が「財務内容の改善に関する事項」。第6が「その他業務運営に関する重要事項」ということで、ここで人材の確保、育成ですとか、調査研究、内部統制の体制強化等について盛り込む。こういった全体構成でございます。

主要な内容について、その次の2ページ以降で御説明をいたします。

まず、目標の冒頭に記載いたします「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」については、2ページでございます。

まず、年金制度の考え方の記載から始まりまして、平成16年改正による年金財政のフレ

ームワークの導入、その中における積立金の位置づけを記載し、その上で、年金積立金の管理運用は、運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っているということに触れた上で、GPIFについて、法律上の目的でありますけれども、積立金の管理運用で、国庫納付によって、こういった年金事業の安定に資するということが目的としている。

その上で、法人においては、赤字の部分でありますけれども、年金制度、年金財政における年金積立金の役割の重要性に鑑みて、巨額の積立金の管理運用を市場等への影響に留意しつつ的確に行うことによって、法人としての使命を着実に果たしていくことが一層求められる。

さらには、法人の役割として、市場・運用環境が高度化・複雑化する中で、必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努めていくことが一層求められる。

こういった法人の役割を、まず目標の冒頭に記載することとしたいと考えております。続きまして、3ページに移ります。

まず、年金積立金運用の基本的な方針についてでございますが、この部分については、これまで部会で御議論いただいた内容、議論の整理を踏まえまして記載をしたいというものであります。

積立金の運用に当たっては、以下の制度的な枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めることということで、マル1からマル3ですけれども、1点目が法律上の年金積立金運用の目的について、被保険者の利益のために長期的な観点から等々の、こういった目的規定に触れた上で、これによって、いわゆる他事考慮はできない仕組みとなっているということ。

2点目は、外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任することが法令上定められておりますが、これによって個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっているということ。

さらには、法人の中期計画については、運用が市場その他民間活動に与える影響などに留意することが法律上書かれているということ、3点目として記載をし、こういったような枠組みを前提として運用等を行っていくということ、まず、この目標で記載をしたいと思っております。

その上で、基本的な考え方を踏まえることということで、ここは部会における議論の整理に沿っておりますけれども、これも3点ございますが、まず、法人は長期の運用機関であることから、市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、また、いわゆる国際分散投資、資産や地域等の分散投資の推進と相まって、利子や配当収入等を含めて、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくということ。

2点目は、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等をゆが

めることがないように留意をすること。

さらには、資産規模に鑑みて、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。

こういった基本的な考え方も、運用に当たって踏まえることとしております。

4ページにお移りください。

組織体制の確立についてでございます。

まず、GPIFの内部組織として経営委員会がございまして。また、監査委員会、その上で、理事長をはじめとする執行部がありますが、それぞれの役割を改めて記載した上で、下の2つ目の丸でありますけれども、経営委員会、監査委員会、執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させて、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めるとしております。

また、経営委員会において、判断事例の蓄積を活用して、ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うということ、今回、総務省の指摘もございまして、それも踏まえまして、目標に記載することとしたいと考えております。

続きまして、5ページをお開きください。

基本的な運用手法及び運用目標に関する部分でございまして、まず、(1)の長期的な観点からの資産構成に基づく運用ということで、ここは現行の目標に即しておりますけれども、長期的に実質的な運用利回りを、1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、これを確保するよう、いわゆる基本ポートフォリオを定めて、これに基づき管理を行うこととしております。

これについては、年金事業の運営の安定のために主要な役割を果たすことから、重要度が高いと整理をしております。

さらには、ベンチマーク収益率の確保についてでございます。

各年度において、資産全体及び各資産ごとに、ベンチマーク収益率を確保するよう努めること。また、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保することとしております。この資産全体については、12月の資金運用部会で御報告いたしました積立金基本指針の改正に沿って、目標でも記載をすることとするものでございます。

また「目標設定の考え方」のところに記載しておりますけれども、実際の法人の実績評価においては、ベンチマーク収益率と法人の実際の収益率を比較することにより行う。ただ、その際に、運用する資産の規模に鑑みて、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮することとしております。

これについても、重要度が高いという位置づけにしているものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

これは、モデルポートフォリオの策定及び見直し、また、基本ポートフォリオの策定及び見直しであります。

モデルポートフォリオについては、各管理運用主体が共同して定め、必要があるときに

は検討を加えて、必要に応じて変更するということ。また、基本ポートフォリオの策定については、先ほど申し上げましたモデルポートを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とすることなどを、現行の中期目標に沿う形でありますけれども、モデルポートフォリオ、基本ポートフォリオについて、このような記載を今回の目標でもすることとしたいというものでございます。

続きまして、7ページでございます。

運用手法及び運用対象の多様化についてでございます。この部分は、部会においても、これまで委員からの御意見をいただいた点でもございます。

まず、運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用することといたします。アクティブ運用は、超過収益の獲得を目指すものであり、また、行う際には、超過収益が獲得できるとの期待を裏づける十分な根拠を得ることを前提に行うこととするものでございます。

また、新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、運用について一般に認められる専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行う、また、経営委員会による適切な監督の下でリスク管理を行うことといたします。

オルタナティブ投資についてであります。ここは本部会でも御意見を様々いただいたところでもありますけれども、その議論も踏まえまして記載をいたします。伝統的資産との投資手法の違い、また、固有のリスク等があることを踏まえて、体制整備を図りつつ、オルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めることという記載をするものであります。

続きまして、8ページに移ります。

運用受託機関の選定、評価、管理についてであります。選定・管理について強化のための取組を進める。また、定期的に運用受託機関等の評価を行うことを記載するものでございます。

これについては、重要度が高いという整理をいたします。

リスク管理についてですけれども、分散投資による運用管理を行う。また、資産全体、各資産等々の各種リスク管理を行うこと。複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと。長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。さらには、経営委員会においても運用リスクの管理状況についてモニタリングを適切に行うことを記載するものであります。

重要度については、これは重要度が高いという整理をいたします。

続きまして、9ページでございます。

スチュワードシップ活動及びESG投資についての項目でございます。

まず、スチュワードシップ活動につきましては、年金積立金の運用の目的のもとで、被

保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場への影響に留意しつつ、一層推進すること。その際には、日本版スチュワードシップ・コードに沿って対応するものであります。

また、ESG投資につきましては、これは積立金基本指針の改正に沿って今回の中期目標でも記載するものでありますけれども、投資先及び市場全体の持続的成長が長期的な投資収益の拡大に必要であるという考え方を踏まえて、ESG投資を推進する。その際には、長期的な収益確保を図る目的で行われるものであることなどといった、この章の冒頭に書いている管理運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。さらには、ESG投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にとりついて行われているかについて継続的に検証すること。ESG投資については、以上のような記載をするものでございます。

これらについては、重要度が高いという整理をいたします。

10ページに移ります。

情報発信、広報についてでございます。これも部会において様々な御意見をいただきました。

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信、広報のあり方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組む。また、評価や効果の把握・分析に努めることとしております。

また、管理運用の方針並びに運用状況等について、国民に分かりやすく説明をすること。スチュワードシップ活動、ESG投資、その次にありますオルタナティブ投資、これらについても、分かりやすく情報発信をすることとしております。

これらについては、重要度が高いという位置づけにしております。

続きまして、11ページにお移りください。

これ以降は、業務の効率化に関する第4の部分でございます。

まず、効率的な業務運営体制の確立についてであります。組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直すこととしておりまして、それに加えまして、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めることという記載を、今回するものでございます。また、業績評価等を適切に行って効率的な業務運営体制を確立することといたします。

続きまして、経費節減についてであります。

目標期間中に、一般管理費、業務経費について、前年度比での効率化目標といたしますか、削減目標を設定するというものでありまして、まだ数字は白丸でありますけれども、今後、関係省とも調整した上で、数字については定めていきたいと考えております。

また、こういったことに加えまして、新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化することという記載を、今回いたしたいと考えております。

その次の第5は、財務内容の改善についてでございます。これは、従前の目標に即して

の記載を引き続き行うものでございます。

12ページにお移りください。

高度専門人材の確保、育成、定着等についてでございます。

法人の行う運用は外部への委託運用が中心であること、また、効率的な業務運営体制の確立の観点に特に留意して、高度専門人材の確保、育成、定着を図る観点から取組を進めることとした上で、1つ目のポツですけれども、人材の受入れに伴う環境整備などを図ることによって、高度専門人材の確保、また、人材の適時適切な配置及び定着を図ることとしております。

また、研修等による職員の能力向上を目指すこと、さらには、人材確保・育成方針の策定をすることとしております。ここは、総務省の目標策定指針に沿って、今回、GPIFについても新たに、この方針策定について中期目標で記載をするものでございます。

調査研究についてであります。まず、調査研究についても、この委員会においても御意見がありましたけれども、積立金の管理運用を行う調査研究業務は付随業務として位置づけられており、専ら被保険者の利益のためという運用の目的に即して、調査研究業務を行うこととしております。

また、法人内での調査研究を拡充できるような体制の整備ですとか、ノウハウを蓄積して、将来にわたって管理、運用を安全かつ効率的に実施していくこととしております。その上で、費用対効果の検証を含めて、調査研究業務の法律上の位置づけ及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化することとしております。

最後の13ページでございますけれども、内部統制に関するところであります。

まず、法人は、経営委員会が策定した内部統制の基本方針に基づいて、引き続き、内部統制体制の一層の強化を図ること。また、3段落目の方でありますけれども、法令遵守ですとか、注意義務、忠実義務の遵守の徹底なども、引き続き中期目標で記載する。

さらには、部会でも御意見をいただいたところでありますが、内部統制上の課題を把握しつつ、運用手法の高度化や多様化に対応したリスク管理体制、また、法令遵守を的確に実施するための内部統制体制を一層強化することとしております。

また、役職員の再就職に関する適正な措置については、引き続き記載をいたします。

最後に、監査委員会の機能強化によるガバナンス強化についても、引き続き記載をするものでございます。

駆け足でありましたけれども、以上が中期目標案の概要でございます。

続きまして、次期中期目標案に関連いたしまして、本日、GPIFの次期中期計画案の骨子について、資料4がございまして、これについては、GPIFから御説明をいたします。よろしく願いいたします。

森審議役

GPIFの森でございます。

では、画面の左上の第13回資金運用部会というところをクリックしていただいて、資料一覧に戻っていただきまして、⑦の資料4「年金積立金管理運用独立行政法人 第4期中期計画案 骨子」というものを御覧ください。

本来、中期計画につきましては、この部会で中期目標を決めていただきまして、それをもとに作成するというものでございますので、この資料につきましては、イメージということです。また、私ども新しいガバナンスということで、経営委員会がGPIF法に基づきまして、中期計画を作ることになっておりますので、経営委員会におきましても並行して審議をしていただくということでもございますので、恐縮なのですが、現時点のイメージということで御理解ください。

2ページ目でございますが、次期中期計画の骨子案ということで、今、石川課長のほうから御説明いただきました今回の中期目標については立てつけの順番が変わっているところがございますが、それに沿いまして整理しているものでございます。

年金積立金の管理及び運用の基本方針につきましては、管理運用の基本的な方針ということで、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に実施、関係法令・積立金基本指針に従った管理運用ということを書かせていただいています。

また、管理運用に関し遵守すべき事項としましては、①受託者責任の徹底につきましては、その内容たる注意義務・忠実義務の遵守。

あと、私ども巨大な資金でございますので、②でございますが、市場、民間活動への影響に関する配慮ということでは、過大なマーケットインパクトを被らないよう努めること。また、株式運用につきましては、個別の銘柄選択を行わないということを書かせていただいています。

2でございますが、国民から一層信頼される組織体制の確立でございます。

これにつきましては、私ども比較的小さな法人でございますが、貴重な年金資金を扱うということで、独法の中では、経営委員会、また役員のコンプライアンス等を扱う監査委員会等、そういうしっかりした器、コンプライアンスも含めた組織体制が組み立てられているところがございますが、この中で、役割を適切に分担し、相互に連携して、国民から一層信頼されることを目指す。これが基本中の基本だと認識しております。

3でございますが、基本的な運用手法及び運用目標ということで、基本ポートフォリオに基づく運用ということで、実質的な運用利回り、名目賃金上昇率プラス1.7%ということになっておりますけれども、それを確保できるように基本ポートフォリオを策定し運用する。

ベンチマーク収益率の確保につきましては、先ほど石川課長から御説明がございましたように、今までは、各資産ごとのベンチマーク収益率だったのですが、資産全体に関してもベンチマーク収益率を確保できるように加えているというところがございます。

(3)(4)がモデルポートフォリオ、基本ポートフォリオということでございまして、他の管理運用共同主体と一緒にモデルポートフォリオを厚生年金部分につきまして作りまして、それをもとに基本ポートフォリオの策定、見直しをするということで、実際の中期計画になりますと、(4)のところは基本ポートフォリオ、いわゆる資産ごとの数字なり、乖離許容幅なりが入っているというのが、現行の立てつけでございます。

また、これにつきましては、専門的な知見や内外の経済動向を考慮し、フォワード・ルッキングな分析を踏まえて、長期的な観点から策定するとともに、これからも急な経済変動等、予測できないこともございますので、基本ポートフォリオの検証・見直しは、必要に応じて実施ということを考えております。

4でございますが「(1)運用手法」ということで、分散投資につきましては、前回もオルタナティブ投資というのが1つのキーになるということをお説明いたしました。ただし固有のリスクがあるということで、ミドル・バックの充実等を図りつつ、取組を進めるということでございます。

あと、伝統的資産につきましては、パッシブ、アクティブを併用ということで、私どもアクティブにつきましては、その付加価値に応じて、ウイン・ウインで報酬を支払うという、新実績連動報酬というものを導入しましたが、それを通じて、またアクティブ運用機関につきましては、収益を上げれば、お互い潤うという形のセルフガバナンスの向上と、アライメントを図っていくということでございます。

あと、私どもインデックス運用が主でございますので、どのようなインデックスが適切かということございまして、多様なインデックスにつきまして情報収集しながら検討していくということで、インデックスポスティングを通じた継続的な情報収集等を書かせていただいています。

運用対象の多様化については、先ほど石川課長から御説明いただいたものと同じものを書いてございます。

5の運用受託機関等の選定・評価・管理でございますが、超過収益の獲得や、スチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用機関の採用に向けた評価手法の高度化を図っていくとともに、この運用の高度化・多様化に対応して、より柔軟かつ質の高い運用管理機関の利用・運用データの利活用を促進していくという取組を続けたいと考えております。

リスク管理につきましては、分散投資によるリスク管理、これはポートフォリオという基本ですけれども、資産全体ないし各資産ごとのリスク管理のほか、複合ベンチ収益率との乖離要因、これは資産全体の収益率との差との要因分析にもつながるわけですが、そういうものをしていく。

ミドル・バックの充実なり、牽制体制の多重化、あと、投資判断用データベースの整備などを行いまして、運用リスクを適切に管理するための体制を整備していくということでございまして、オペレーショナルリスクにつきましてもPDCAサイクルを着実に実施して、

リスク発生時に適切な対応を図ってまいりたいと考えています。

今回、新たに目標のほうでスチュワードシップ、ESGという形で明記されるということでございますので、スチュワードシップ責任を果たすための活動ということで、項を立てております。

長期的な収益確保の観点からスチュワードシップ責任を果たす上の基本的な方針、これは私どもも、今、作っておりますが、それに沿いまして、スチュワードシップ活動を全資産において推進するとともに、株式につきましては、保有株式の議決権の適切な行使に加え、年間を通じた投資先企業との建設的な対話により、長期的な企業価値の向上を図っていくということでございます。

あと、株式議決権、これは、直接行わないものの運用受託機関の議決権行使の方針や、行使状況について報告をきちんと求めていくというものでございます。

ESG投資につきましては、8でございますけれども、投資先及び市場全体の持続的な成長が運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方、これは前回の資金運用部会でもお示しされたと聞きましたが、それを踏まえまして、被保険者の利益のために、長期的な収益を確保する観点からESG投資を推進していくということでございます。

9、情報発信、広報でございます。これは部会でも、建設的な御意見をいただいたところでございまして、私どもホームページ等を活用した迅速・丁寧な情報発信のほか、やはり専門家のみならず、国民やメディアに対する情報発信というのが、一層充実すべきだという話がございますので、これに継続的に取り組むとともに、評価・効果の把握・分析に努めたいと考えておりますし、なかなかスチュワードシップ活動、ESG活動、オルタナティブ投資につきましては、分かりやすく発信していく必要があるということで考えております。

次の大きな項目は、業務運営の効率化に関する目標を達成するために、取るべき措置ということでございまして、効率的な業務運営体制の確立、電子化の推進につきましては、実情に応じた人員配置の見直しと、ITの活用、電子化による業務運営の効率化、システム整備の推進とともに、前回御説明いたしました、若干、私ども外部リソースを活用しまして、できるだけ人員については効率的に活用していくという形でございますので、外部リソースの積極的な活用を図っていくということでございます。

2については、経費節減ということで、一般管理費、業務経費につきましては、政府方針を踏まえて適切に対応するとともに、運用の高度化・多様化、リスク管理強化等に的確に対応できるような人員体制を整備するというものを書いてございます。

あとは、第3の財務内容の改善、第4の予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度については、飛ばさせていただきます。第6から第8も飛ばさせていただきます、その他主務省令に定める業務運営に関する事項でございますが、私ども高度専門人材の確保というのは、今の中期目標でも言われていまして、これから決めていただく中期目標におきましても、重要な事項だと考えておりますので、この高度専門人材を必要とする業務の精

査、受入れ環境の整備なり、業績評価の定期的な実施等を通じて、きちんと適切に配置をしていくことは引き続き重要だと考えております。

また、先ほどございましたが、高度専門人材等の戦略的な確保・育成に資する基本方針についても策定いたしたいと考えています。

次のページ見ていただきますと、調査研究でございます。

これも大学やシンクタンク等の外部リソースを活用しつつ、私どもの運用の基本でございます基本ポートフォリオに係る調査研究とか、運用の多様化・高度化。サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制の強化、あと先端技術の活用等に関する調査研究を積極的に推進していきたいと考えています。

また、市場全体の動きが私どもの収益に与える影響があるという考え方に基きまして、これは持続的可能な開発目標、SDGsの実現に向けた官民の活動が長期的な被保険者の利益及び安全かつ効率的な資産運用に資することを検証していくということも、継続的に実施していきたいと考えています。

このようなものにつきましては、PDCAサイクルを回しながら、適切に取組を強化していきたいと考えています。

内部統制の一層の強化につきましては、基本方針に基づくところの内部統制体制の一層の強化、我々の投資原則、行動規範の遵守、また、縷々御指摘いただきますが、人数も増えた、やはり多様な人材だということで、ソフトの面でございますが、やはり定期的な研修の実施なり、そういうところが重要でございますので、ここを明記しておりますし、コンプライアンスの徹底のため契約業務等について法務機能を一層拡充・強化していく必要があると考えております。

あと、監査委員会、せっかく私どもの組織でございますので、これにつきましても機能強化等によるガバナンス強化を図っていくとともに、情報セキュリティにつきましては、政府でクラウドファーストということもございますが、クラウドサービスの利用時におけるセキュリティ対策の整備等を行っていくということでございます。

以上、イメージでございますが、これにつきましては中期目標、ここで御議論いただいたご意見を受けまして、さらに肉付け、もしくは修正させていただきたいと考えています。

神野部長

どうもありがとうございました。

本日、御議論を頂戴するGPIFの中期目標案について、事務局のほうから資料1に基づいて、その概要を御説明いただき、GPIFのほうからは、中期計画の骨子について御説明を頂戴いたしました。

それでは、ただいま御説明いただきましたことに関しまして、御意見、御質問を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構でございます。

いかがでございましょうか。

玉木委員、どうぞ。

玉木委員

ありがとうございます。

まず、中期目標につきましては、1つだけ感想を申し上げますと、今まで他事考慮という言葉は、口頭ベースではよく聞かれていたのですけれども、こういった公式の文書にきちんと入ることは、もしかしたら初めてかもしれないけれども、これが中期目標に入るというのは、今後の議論をすっきりさせるという点で、プラスではないかと感じたところでございます。

もう一つ、大変細かい点なのですが、目標、計画、両方に関わることなのですが、運用の多様化・高度化というような言葉が出てきます。言葉遣いとして、運用対象の多様化とか、あと運用の高度化・多様化、運用の多様化・高度化とか、言い方はいろいろあるのです。これは、GPIFが地道なプロフェッショナルリティーの発揮に向けた努力をしていくときに、そのことについて国民に説明するときの看板になるような概念というか、フレーズでございますので、ここは多様化とか高度化について何を指すのかとか、あるいは多様化・高度化、高度化・多様化、どっちを使うのかとか、この辺はターミノロジーとしてすっきりさせるほうが、今後やりやすいのではないかと思うところでございます。

もう一つ中期計画のほうで、最後のページにある調査研究で、ちょっと意味がよく分からなかったところがございます。まず、1つ目の黒丸のところ、サステナビリティを重視した投資活動の推進に資する調査研究を積極的に推進、これは大変結構なことだろうと思うのですが、この場合のサステナビリティを重視したというのは、これもESGのところ、御説明いただいたような企業の定性的な側面をよく考えた投資という意味なのか、もう少しと広く市場全体を含めたものが、その点をクリアにさせていただいたほうがよろしいかと思えます。

もし、後者の市場全体という意味がサステナビリティという単語に入っているとした場合に、次の黒丸のSDGsの実現に向けた官民の活動が被保険者の利益及び資産運用に資することを検証といいますのは、意味がよく分からないのです。どういう違いがあるのでしょうか。

SDGsというのは、これは具体的に何を意味するのか、外務省のホームページとかを見ると、ものすごくたくさんの方が書いてあって、その16個かのゴールがあって、100だか、200だかのインディケーターがあるとか、そういうものですね。

そういうものの実現に向けた官民の活動がというのですけれども、これは官民の官にGPIFが入るのでしょいかね。

あと、活動が利益あるいは資産に資することの検証というのは、その活動がどう資する

とかということが、何か一般的な概念としてあるのでしょうか。あるのであれば、検証という言葉も分かってくるのですけれども、この辺、上のサステナビリティとの関係と絡めて、分かりやすい御説明をいただければと思います。

以上です。

神野部会長

御質問で、最初にGPIFのほうから、サステナビリティ、SDGs関係で、お願いします。

森審議役

玉木先生、どうもありがとうございました。

サステナビリティにつきましては、8のESGを考慮した投資のところに書いてございますけれども、投資先及び市場全体の持続的な成長が運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるということございまして、この持続的な成長がサステナビリティでございまして、これは投資先及び市場全体がということで、私ども考えておりますし、申しましたように、前回の部会でも、このような考え方があるという形で、お話しいただいたのかと存じます。

その上で、調査研究でございますが、今、申しましたサステナビリティにつきましては、市場全体というものも入るということでございます。

では、SDGsということでございますが、SDGs、これは2015年に国連のほうで、サステナビリティ・デベロップメント・ゴールズということで、2030年までに国連で取り組んでいくと。

これにつきましては、官民、政府も経団連さんも含めて、非常に熱心に取り組んでおりまして、この実現を図るために当事者が努力している。

そうしますと、市場全体に関しまして、そこにおける投資の在り方、もしくは、SDGsの実現に向けた投資機会というものもございまして、これをどのように長期的な被保険者の利益及び安全かつ効率的な資産運用に資するように考えていくかというのは、先ほどのサステナビリティの考え方から言えば、私ども、ある種、当然かなと考えておりまして、実は本年度も、東大と経団連さんと一緒にSDGsについての考慮については、調査研究の中でやっていますので、その一環だと考えております。

玉木委員

そうすると、官民の官は、別にGPIFを含むということではないのですね。

森審議役

主体は、もっと高位の内閣官房でもありますし、外務省等でもございます。そういった動きというのが、市場に与える影響ということだと考えています。

玉木委員

分かりました。

そうすると、SDGsの実現に向けた官民の活動、特に官の活動というのは、ほとんど政府のやること全部みたいなことになるようなところがございまして、それに民の活動も加わってくると、世の中が、世の中をよくするためにいろいろやること全部ということになりはしないかという気がするのです。

そうすると、それが世の中をよくして人々の利益になるとか、リターンが上がるとか、もちろんそのとおりだと思うのですけれども、これを検証するというのは、方法論などどうするのか、ぴんとこないのですね。

その点、サステナビリティを重視したというのは、前回だか前々回での会合でもGPIFとしては、ESGというのは、ツールとして見ているといったところがあって、それと運用リターンとの関係を明確にお話いただけましたので、そうすると、サステナビリティを重視した投資活動の推進に資する調査研究というのは、非常に概念としてクリアになるし、それを積極的に推進するというのは、私も大賛成で、ぜひ頑張ってもらいたいところなのです。

2つ目の黒丸のほうは、何をなされたいのかということがちょっと分かりにくくなるので、後々国民にこういうことをしましたということを御報告したり、あるいは評価を受けたりするときに、外延がはっきりしない点でちょっと困ることなりはしないかというのが、私の心配するところなのです。

別に、これをやったら、何かこういう悪いことがあるということをお願いわけではないのですけれども、後々、5年後に、これの第4期の評価とかをするとき、あるいは毎年皆さんが業務概況書をお書きになるときに、何と書くのだろうと少し心配になってしまうところでございます。

神野部会長

事務局のほうからありました、アクションプランも閣議決定しているのですね、SDGsは。

森審議役

いずれにしろ、今日の御議論は中期目標の議論でございますので、それを踏まえまして、中期計画を検討したいと思います。委員の御意見につきましては、先ほど申しました中期計画のことを検討、策定いたします経営委員会にもお知らせしたいと存じます。

神野部会長

よろしいですか。

ほかに、特にコメントがなければ、何かありますか、多様性とか。

どうぞ。

石川資金運用課長

高度化・多様化の言い方について御意見がありました。

確かに、運用手法、運用対象の多様化、さらには高度化ということで表現をしておりますけれども、改めて記載についてよりよい表現にできるかどうか、少し検討してみたいと思います。ありがとうございます。

神野部会長

どうぞ。

植田部会長代理

今、玉木委員がおっしゃったことと、割と近いと思うのですけれども、やや観点は違うかもしれないのですが、たしか、この委員会で、いつか、GPIFの方がESG投資に関しての考え方を御説明されたときに、それは分かるような分からないもののようなというコメントを、私はした記憶があるので、もう一度申し上げますと、GPIFとしては、普通であれば受託者責任の観点から、運用利回りを、運用収益を最大化するように行動すべきである。

これに対してESG投資に配慮した投資が、そういうことに資するかどうかは、必ずしも自明でないということを申し上げたかと思えます。

ただ、社会全体としてみれば、環境等に配慮しなくてはいけないのは明らかであって、ただ、その場合に普通、例えば経済学等と言われるアプローチの方法は、例えばCO2の排出抑制であれば、政府がCO2排出に対して課税をする。そのもとで、企業はなるべく利潤を、

課税があるということを前提の上で、税引き後の利潤を最大化するようにいろいろ投資等を含めて行動する。

そうした企業の利潤を見つつ、GPIFのような投資家は運用収益を大きくするように、普通のおおりに行動すればよいというのが、1つの考え方だと思うのですが、ESGを直接資産運用者が考慮しつつ、投資を決めていくというのは、それからやらずれた考え方かと思えます。

しかし、この前のGPIFの方の御説明は、ひょっとしたら正しい面があるかもしれないなと私は思ったのですが、ただ、完全に説得されたというわけでもないで、それこそ調査研究というところで、今、SDGsの関連の調査研究についてのコメントがありましたが、広く見ればESGもそこに入ってきますので、今、申し上げた疑問のようなことを、もうちょっと学問的にしっかりと、GPIFは直接ESGに関心を持って投資をするということが、やはり、長期的に経済あるいは被保険者のためにもなるのだということが立証できるような、というような研究成果が出れば、自信を持ってやっていけるわけで、その辺の研究にリソースを使っていただくのもいいかなと思ったということを申し上げたかったということです。

神野部会長

コメントがあれば、どうぞ。

森審議役

先生おっしゃるとおり、先ほど申しましたESGを考慮した投資というのは、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるという考え方を踏まえということでございまして、1つの考え方を踏まえてということでございまして、これにつきましては、ESGレポート等を含めまして、PDCAサイクルを回し、国民の皆さんに提示しながら検証しつつ進めていくという形でございます。

これに合わせまして、調査研究におきましても、当然、このものが本当に妥当かどうか。例えば、今、言われているのは、地球温暖化で海面が上昇してしまえば、海面のそばの不動産の価値が減少するだろう。そういうことも含めまして、私ども検証なり調査等を考えていきたいと存じます。

神野部会長

よろしいですかね。

ほかにございましょうか。

どうぞ。

河村委員

御説明ありがとうございました。

今回の目標、第4期ですね。中期目標期間の目標、そして計画ということだと思っておりますけれども、GPIFとしては経営の方式を大きく変えられて、経営委員会方式にされたという大きな変化の中で、本格的に代替わりするとか、期が変わる中期目標だと思います。

ですから、そういうことを踏まえた上で、そして、昨今のいろいろな外部環境の変化を受けて、実際にいろいろな運用の中でもやり方を新しく加えられたり、変えられたりしているところがあって、そういったところを、例えばオルタナティブの話であるとか、それからスチュワードシップ責任とか、それからESGの話とかいろいろ盛り込んでいただいて、とてもそれはいいと思うのですが、今、申し上げたような観点で、やはりめりめりをつけた目標の設定の仕方というのを考えなくていいのかと思います。

それで、3点ほど意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、1点目なのですが、意思決定とかの4ページのところなのですが、経営委員会方式が入ったと。そして経営委員のメンバーの方の人選とか任期については、一斉に何か交代されることがないようにずらしてというのは、制度設計の最初に議論したと思うのですが、そういうことになっていると。

それで、そういう方式が本格的に始まって、人は途中で時々変わっていくことがあり得ると思うのですが、そういう意味でも一貫性を持たせるためにということで、4ページに出てきています、経営委員会の判断事例の蓄積というものをしてということで、それは非常にいい取組だと思います。

ただ、ちょっと気になるのは、この経営委員会の議事の扱いを、いろいろ専門性が高く、個別の委員の方のお立場のこととかも考えてということで、その議事要旨の発表のタイミング、それから最後に全部議事録が出るタイミングということ、いろいろここでも議論して、もう制度が決まっていると思いますけれども、そういうのと合わせて、判断事例というのを、内部で蓄積されてということなのかもしれませんけれども、それが対外的な説明の関係でどういう扱いになるのかということ、やはり事前に一応整理しておかれなくていいのかなと。

それこそ、こういうことは、実際に、本来議論すべきことを議題に載せていたかどうかとか、載せていないかどうか、それは議事要旨とか、そういうところからも分かるのかもしれませんが、後々何か、いろいろな金融市場が相手の仕事ですから、いろいろなことがあり得るでしょうし、後から振り返ったときに、これは議論していたのか、してなかったのかとか、そういうことが、例えば情報公開請求の対象になったりすることがあり得るのかどうかとか、そういったこともあり得るということで、では、どういう扱いにするのかということ、お考えにならなくていいのかなという気がしました。これが1点目です。

2点目は、最初に申し上げた、今回の中期目標の位置づけの中で、目標の1ページのと

ころに出てくる全体の章立てが出ていますけれども、その中で、重要度というのがあるのが5項目ある。この配分についてです。

最初に課長が御説明くださいましたように、総務省がいろいろ考え方を变えて、前は3つありましたね、重要度、優先度、それから困難度でしたか、そういうのがあったのだけれども、重要度と優先度が一緒になって、重要度が高いものでは、優先度も高いのだろうということが総務省の資料に書いてありますけれども、あとは困難度ですね、前は難易度でしたかね、それが困難度というのになったと。

困難度は、GPIFの目標にはおつけにならない。そういう考え方であれば、それでももちろんいいと思うのですが、重要度の配分がこれだけでいいかなという気がするのです。

最初、順番に3のところから(1)(2)とついて、5について、それから6リスク管理について、それで、8の情報発信、広報にもついていると。そういう広報とかも重視してということなのかなと思うのですが、この局面、いろいろ新しい仕事もやらなければいけないしということで、例えば専門的な人材の確保をどうするか、定着をどう確保するか、それと、経費節減との両立というのも大変な御苦勞がおありなのではないかと思いますが、そういったあたり。

それから、これまで、この委員会でもいろいろな意見が出ていますが、そのようにGPIFに入ってくる方が、いろいろ多様になられることを受けての内部統制のところ、そういったあたり、ここはいいのでしょうか、私などが思いますのは、情報発信、広報にもおつけになるぐらいだったら、第6のところの1とか3のところにも、重要度をつけてやっていただいたほうがいいのではないかと。

総務省の資料にもありますけれども、何で重要度をつけるかといったら、経営をしていただく上でのめりはりであると、どこを重視してやっていただくかというときのめりはりであるのでということがはっきり書いてありますので、そこは、ちょっとお考えいただくことができないかなというのが2点目であります。

3点目は、少しそれにも関係するのですが、調査研究のところでは。

これは、最初に課長が御説明くださった目標のところの資料で拝見すると、どういう位置づけかというところ、12ページのところを書いてあると思うのですけれども、付随業務として位置づけられており、専ら被保険者の利益のためという年金積立金運用の目的に即して、調査研究業務を行うことというなっています。

それで、これはよく理解できるのですけれども、これを実際にその計画のほうで落とされた、先ほど森審議役が御説明くださった計画の骨子案の6ページのところを見ると、結構いろいろ出てきますね。

1ポツ目のところ、1行目のサステナビリティのところはいいのですけれども、その後、リスク管理・内部統制機能の強化とか、先端技術の活用等に資する、そこまで入って調査研究となっているのですが、こういうところも果たして、調査研究でなされるのですかね。

ですから、内部統制は、もっと重視すべきと、私などは思うので、先ほど重要度のところでも意見を申し上げたのですけれども、内部統制を仮に強化しようとされたら、その御担当の方がいろいろなことを調べられたり、他の法人でどうしているかとか、民間がどうしているかとか、いろいろなことをお調べになるのは、もちろん当然だと思うのですけれども、それをこの調査研究のところに入れる、そういう種類のものなのかなと、先端技術の活用とかいうところも、そうなのかなというような気がして、随分広く捉えられているようですけれども、ちょっとどんなものかと思います。

併せて申し上げますと、その下の3のところ、内部統制の一層の強化に向けた体制整備ということで、具体例を、先ほど森審議役が御説明くださったのですけれども、こんなレベルですかね、3ポツ目、多様な人材に対する内部統制の徹底等の観点から、定期的な研修だけで大丈夫ですか、もっと内部通報とか、そういうところも含めた、きちんとした体制をしっかりとしないと、そういう意見は今までも出ていたと思うのです。

それとか、一番下のところ、運用機関等との不適切な関係を疑われないよう、これはもちろんなのですけれども、再就職ルール徹底だけですか、それを疑われないようにするために、もっといろいろつくらなくてはいけない枠組みはいっぱいあるのではないかと、その辺は御検討いただけないか。

それで、最初のところにちょっと戻りますけれども、やはり経営上どこが重要かというところ、どこに重要度高というのをつけるかというところ、やはり本省として、しっかりそこら辺をお示しいただかないと、こんなレベルで止まってしまうのかな、せっかく第4期に、そこに重点を入れてという話になっていたのに、こんなレベルで終わってしまうのだと、ちょっと今までの議論に即したものになっているかどうかという感じがいたしますので、御検討をお願いできればと思います。

以上です。

神野部会長

ありがとうございます。

河村委員から3点御指摘いただきました。

1点目と2点目は、課長のほうからお願いしますが、3点目は、いいですか、森審議役のほうから。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

まず、2点目におっしゃった重要度高の配分についてであります。

現在の中期目標においても重要度高を設定しておりまして、まさに運用業務に関しての、

従前の中期目標での重要度の位置づけということも踏まえまして、例えば、資産構成とベンチマーク収益率の確保等、運用業務に当たって非常に中心的な項目について重要度が高いと整理をしたということでございます。

その上で、先ほど人材の確保ですとか、あと内部統制ですかね、それについても重要性が高い、ここはもちろん、目標に項目として位置づけるという意味では重要性は当然あると考えておりますけれども、ただ、重要度高というのは、どの程度、全体の中でのバランスというか、全体の中でどこまで重要度高をつけていいのかというのは、少し検討しなくてはいけないかなと思っております。御指摘ということでありましたら、改めて、これ以上、重要度高という設定がさらにできるのかどうかは、少し考えてみたいと思います。指針における記載と照らし合わせても、どこまで重要度高とするべきなのかというのは、指針を改めて見た上で、ちょっと考えてみたいと思っております。

また、経営委員会の判断事例の蓄積についても御指摘がありました。経営委員会あるいはGPIFにおける意思決定の過程について、仮に對外説明あるいは情報開示という話もありましたけれども、その際にどう対応するかについては、先ほど委員もおっしゃいましたように、基本的には、経営委員会の議事録あるいは議事要旨、これは法令に基づいて公にすることになっておりますけれども、それで、基本的には法人における意思決定プロセスを対外的に見える形にするということになるかと思っております。

一方で、経営委員会の判断事例の蓄積というのは、法人においてガバナンス改革が定着するように、経営委員会の実際の判断の実績を内部において蓄積して、それを活用することによってガバナンス改革を定着させていくという趣旨のものでありまして、そういう意味では、情報開示に関するものというよりも、内部で言わば規律を効かせていくという観点からの取組であるということでもあります。ただ、情報開示があった場合にどう対応するかということについては、基本的には議事録などの対応ということになるかと思っております。ですから、そういう意味で判断事例の話というのは、情報開示とはまた違う趣旨のものであると私は理解しているところでございます。

神野部会長

では、森審議役。

森審議役

先生おっしゃるとおり、内部統制について機能の強化の研究というのは、内部統制の充実のための前段階であるから、調査研究で書くよりも、むしろ業務と一体的に考えたほうがいいのではないかというのは、おっしゃるとおりでございます。私どもは、いつも調査研究なのか業務に付随する研究なのか、例えば逆に言うと、市場みたいな動向というの

も、広義で見れば調査研究ではないかという話ですけれども、私ども市場動向を、いつもウオッチしながら、フォワード・ルッキングで業務をやっている。

ということで、位置づけにつきましては、確かにどっちにしたほうがいいのかという話がございます。

あと、先端技術の活用につきましては、先生、御存じのとおりAIでシンギュラリティ、要するにある時点で人間の知恵をAIは超えるのではないかとされているわけでございますけれども、そうしますと、運用の世界、これは私ども今、いろいろ投資判断等も含めてやっているところでございますが、これもがらっと変わる可能性がございます。こういうものについても、フォワード・ルッキングにあらかじめ考えていくというのは、巨大な資金を預かるGPIFとしては重要ではないかということで、ここに掲げさせていただいているところでございます。

あと、先生おっしゃるとおり、内部統制の一層の強化に向けた体制につきましては、これは、先週の金曜日で、総務省の独法制度評価委員会でもお話しいただきましたけれども、器というのは、GPIFの場合にはきちんとできているのだろうけれども、器にどう水を流し込むかということが非常に重要であるという御指摘をいただいております。そのとおりだと存じております。

そういう観点から、内部統制の一層の強化ということで、いろいろ定期的な研修等もございますし、内部統制も、先生よく御存じだと思いますけれども、日本の内部統制というのは、よく言われるのですけれども、従業員の不満の中には不正があるだろうということで、非常に広い幅広く取っていく、これは、日本型の内部通報の考え方なのですけれども、他方、英米は、人事等で、日本的な内部統制での対応を充実していくとともに、組織を揺るがすような不正行為みたいなものを内部通報等でとり扱うといった考え方とかいろいろございまして、また、内部通報につきましては御存じのとおり、消費者庁のほうで、いろいろ検討されてますので、これらを踏まえながら、いろいろ考え、やっていきたいと考えております。

神野部会長

よろしいですか。

どうぞ。

河村委員

課長がおっしゃったことに1点、課長が御説明くださった重要度云々のところで、もし、御検討いただけるなら、御検討いただきたいと思いますが、この表で、一覧で拝見したときに、第4、5、6に重要度がついているものが全然ないではないですか。

私は厚労省のほかの中期目標管理法人の評価も担当しているもので、そういうところの中期目標とかを見る機会もあるのですけれども、ここは一切白ということでは、決してそんなことはないのではないかな、つけていらっしゃるところもあるのではないかなと思うので、そんな目で見たときに、GPIFさんは、ここは何もつけないのだなというか、最初のところの、いろいろ運用のところ、そこにつけるな、などと申し上げているつもりは全くなくて、そこをもちろんつけていただいているのですけれども、こういう局面で、いろいろ新しい、今の情勢に合った課題がいろいろ指摘されている中で、4、5、6の中のところは、大事なのではないかなと、私などは個人的に思うところもあるのですが、全然ついてなかったもので、そんな感じもあって、御検討いただいてもいいのではないかなと申し上げた次第です。

神野部会長

どうぞ。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

その点では、また検討いたしますけれども、ただ少なくとも申し上げておきますが、GPIFは、公的年金事業の運営の安定のために活動する、運用業務を行う法人であり、そういう意味で、今、重要度を高めてつけておりますのは、運用目標の達成に関する、確保するような基本ポートフォリオの策定とか、ベンチマーク収益率の確保ですとか、GPIFの主たる運用手法であります運用受託機関の選定など、さらにはリスク管理、それで情報発信、積立金運用についての国民の理解をいただくための情報発信など、まさに公的年金事業に資するような法人の活動において、特に法人の取組の中で重要度が高いというものについて、現行の目標でも重要度が高いとしておりますし、今回の目標でも、そういうものについて重要度が高いと整理をしているものであります。

そういう意味では、ほかの項目の全く重要度をつけていないものが重要度が低いというわけではなくて、GPIFの法人の目的に照らして特に重要度が高い、重要度が高いと整理したほうがいいのではないかというものについて整理をしているというものであります。

できるだけめりはりをつけていくということもこれあり、できるだけ、重要度が高いというものを特にそういう設定の必要性が高いと思われるものにある意味絞って設定したという考え方を持っているという面は改めて申し上げておきたいと思えます。ただ、先ほど御指摘もありましたので、他法人における取組、ただ、重要度高の数あまり多くなり過ぎるのも、それはそれで、まためりはりがついていないではないかという御指摘をいただく可能性もあるので、どこまでをどう整理するか、ちょっとまだ見えておりませんが

も、いずれにしても御指摘は御指摘でございますので、改めて検討はしてみたいと思っております。

神野部会長

どうもありがとうございました。ほかは、いかがでございますか。
熊野委員、どうぞ。

熊野委員

ありがとうございます。

私からは、第4期中期目標の案について、2点申し上げたいと思います。

スライド7の中で、オルタナティブ投資について記載していただいています。やはりまだ多くの被保険者はどのようなものか理解できていないと思われれます。

今、ただでさえ老後資金への不安感が高まっている中で、年金積立金の運用においてオルタナティブ投資が前面に出してしまうと、被保険者の不安は高まると思っています。

そして、オルタナティブ資産が、今、2019年度の第2四半期運用状況の中でも、まだ0.37%とあります。今後、この規模が急激に拡大した場合は、不動産、インフラなどにおける民間活動に過度な影響を与える懸念もありますので、オルタナティブ投資の取扱いについては慎重にやっていただきたいということを重ねて申し上げます。

そして、スライド8でございます。

こちらで、経営委員会による運用リスクの継続的なモニタリングについて、重要であって、やはり目標に書いていただくことには賛成でございます。基本ポートフォリオと比較して、実際の資産構成割合のリスクが、どの程度であるかということを定期的に確認し、リスク管理を適切に行うことで、将来の年金財政の安定につながると考えております。

あと資料4のGPIFの中期計画案の骨子です。

皆様、先ほど大変議論になったように、調査研究の中でSDGsの話が出てまいりました。

我々としても、ここだけ具体的に切り出されているということ、ちょっと不自然に感じますし、やはり、官民の活動の検証を行うことが、被保険者の利益とのつながりがなかなか見えにくいので、そこについては、私のほうからも改善をお願いしたいと思います。

以上です。

神野部会長

これも2点、課長のほうから、お答えをいただいて、コメントがあればいただいて、あと、森審議役のほうからも、最後をお願いできればと思います。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

オルタナティブ投資に関しては、これまでも御意見をいただいたところではありますが、また改めて御意見をいただいたところでありまして、そういったいただいた御意見を踏まえまして、今回、目標案においても、いろいろ考慮すべきことを考慮しながらということも含めて記載をしているところでもあります。これに対しての中期計画あるいは具体的取組につきましては、いただいた御意見も踏まえまして、厚労省及びGPIFにおいても、御指摘として認識はしていきたいと思っております。

また、経営委員会のリスク管理については、今回、改めて記載をしたところではありますが、中期目標としてこのような記載をした上で、実際の経営委員会における取組については、引き続き、今後の取組の進捗のウオッチも含めて進めていきたいと思っております。

厚労省からは、以上でございます。

神野部会長

重ねてではございますが、森審議役、お願いします。

森審議役

ありがとうございます。

今の中期計画の骨子のところの広報のところでも書かせていただいておりますけれども、私ども、先生おっしゃるとおり、9の情報発信、広報のところでございますが、オルタナティブ投資につきましては、特にということで、分かりやすい情報発信という形で、目標を受けました、骨子案として考えております。

そして、先生おっしゃるとおり、オルタナティブ投資につきましては、4の(1)でございますが、固有のリスクのあることを踏まえまして、ミドル・バックの充実を図りつつ取組を進めるということで、これは現在でもそうなのでございますけれども、私ども投資の計画を考えるときには、私どもが購入しても、市場影響を与えず円滑に実施できるか、それにつきましては見込みを立てつつやっておりますので、そういうところも十分留意しつつ進めたいと考えております。

神野部会長

ほかは、徳島委員、どうぞ。

徳島委員

ありがとうございます。

これまでの部会での議論を十分に反映していただいた中期計画の案だと拝見しております。ほかの委員からもいろいろな意見が出ていましたので、私から1点だけ追加させていただきたいと思います。

GPIFから御提示いただいています次期中期計画の骨子案に関して、私も調査研究のところが若干気になっております。一つ目のポツと二つ目のポツの箇所でいろいろ細かく書かれています。

ただ、今回の中期目標においては、その下にある三つ目のポツのところ、いわゆる調査研究のPDCAサイクルの取組を強化するというところが、新しく追加になっているところだと思います。

ここ数年、GPIFの調査研究の動きを拝見していると、いろいろな調査研究を行い可能なものは結果を公表されています。果たして、調査研究がどういうふう的成果が得られていて、どういったものが公表されてくるのかが判然といたしません。

もちろん、調査研究が、短期的に被保険者の利益にすぐつながるものではないことは十分承知しておりますけれども、果たして、取組まれた調査研究が有効・有意義なものであったのかどうか重要だと思います。そういった取組みの効果をチェックするのがPDCAサイクルだと思いますので、引き続き、経営委員会ないし監査委員会できっちり見ていただくことが重要だと思います。それが今回PDCAサイクルの取組を強化すると書かれている趣旨だと思いますので、調査研究において今後もいろいろな細かいもの、先端技術の活用ですとかを挙げていらっしゃると思いますが、自ずと抑制効果も出てくると思います。PDCAサイクルの取組みを徹底していただくことで、期待される調査研究の目的を達成できるのではないかと考えます。

以上です。

神野部会長

コメントは何か、森審議役、いいですか。

森審議役

これにつきましては、経営委員会の御判断ですけれども、せっかく経営委員会という組織がございますので、関与をいただきつつ、PDCAサイクルを回せばなどと考えております。

神野部会長

では、臼杵委員、お待たせいたしました。

臼杵委員

ありがとうございます。

私も今までの議論をかなり踏まえて、よくまとめていただいていると思います。ありがとうございます。

私からは、1点質問で教えていただきたいのですが、目標案のほうでいきますと、9ページですか、スチュワードシップ責任とESGが2つ書いてあって、私の理解ですと、スチュワードシップ・コードというのは、ガバナンス・コードと車の両輪のようなもので、株式投資について、受託者責任というか、被保険者の利益をより改善させるものだと理解しているのですが、2つを分けて書かれている考え方をどう整理すればいいのか。

例えば、議決権を、委託先を通じて行使するような場合に、それは、ESGなのか、スチュワードシップ責任なのか、あるいは両方なのか、例えば、今後その成果を評価していくときに、両方ですよと評価していいのか、その考え方の整理をお教えいただきたいということです。

それと併せて、関連してGPIFのほうの中期計画の案の中でも、骨子の4ページで、スチュワードシップ責任という中で、全資産においてスチュワードシップ責任とお書きになっているのですが、例えば、ESGでグリーンボンドというのは、私はよく聞くのですが、例えば債券においてスチュワードシップ活動というのは、どういうふうに考えればいいのかということも教えていただければと思います。

以上です。

神野部会長

どうぞ。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

スチュワードシップ活動とESG投資を並べて、併記をしているということでもあります。スチュワードシップ責任を果たすための活動については、資料の9ページの(1)の上から2つ目の黒丸にもありますように、スチュワードシップ責任の定義を書いている部分でありますけれども、投資先企業等に対して、建設的なエンゲージメントを通じて、企業価値の向上ですとか持続的成長を促して、中長期的な投資収益の拡大を図る、これがスチュワ

ードシップ責任、そういったことを果たす上での活動ということでございます。

まずは、基本的に機関投資家において取組が進んできている話としては、このスチュワードシップ活動というのが、まず先にあります。

その上で、GPIFにおいては、スチュワードシップ活動の一環として、ESG投資を行っているということございまして、そういう意味で、さらにGPIFの場合には、スチュワードシップ活動の一環として行うESG投資においても、それぞれ具体的な取組が進んできているということもこれあり、そこはそれぞれ書き分けておくのが適切ではないかということで、このように書いたということでもあります。

白杵委員

では、1の中に含まれていると、そういう理解でよろしいですか。

石川資金運用課長

そうです。概念としては、スチュワードシップ活動の一環としてのESG投資ということでもありますので、関係性は御指摘のとおりだと思います。

神野部会長

もし、審議役のほうから何かありましたら。

森審議役

スチュワードシップ活動を全資産において推進することの意義について、御説明いたします。

スチュワードシップ活動は、おっしゃるとおり、当初は株式からということございましてけれども、昨年、英国におきまして、スチュワードシップ・コードが改定されまして、全資産において実施という形で改定されておるところでございます。

このようなスチュワードシップ活動につきましては、おっしゃるとおり、株式と債券で濃淡があるのは当然だと思いますし、それは資産に応じ実施するものがございます。例えば、オルタナティブでの対応とかございますので、資産に応じて、このような活動、建設的な対話を実施していくということは、国際的な一つの潮流としても、重要なことだと考えております。

次に、今、石川課長のほうから説明ありましたけれども、私どもESGにつきましては、ESG

インテグレーションという観点もございますし、パッシブ運用におけるESGインデックスもございますので、スチュワードシップだけにとらわれないということで今の第3期は活動させていただいていますし、第4期も続けていけるのではないかとすることは、言及させていただきます。

神野部会長

ほかに、どうぞ、原委員。

原委員

次期中期目標案につきまして、今までの議論を基にまとめていただきましてありがとうございました。

本当に重要なキーワードといえる言葉が、特に前半のほうで散りばめられていると思います。

そこを踏まえて、少しだけコメントをさせていただければと思います。

最初の、特に2ページのところの役割、ミッションの最後のほうですけれども、GPIFの年金積立金に対する運用のところで言うと、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するというところ、そこがまず重要かと思います。

あとは3ページのところで言うと、これは何度も出てきていますが、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ効率的に行うというところも、とても重要な言葉だと思いますし、また、同じ3ページの下から4行目ですけれども、そういった長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくというところもポイント化と思います。

そして、これまでのところでいうと、5ページのところの上から3行目でいいますと、長期的な積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保すること。そして、今までは、これを達成してきているということなど、そういう重要なキーワード的なことがいくつか言葉として出てきています。

それで、それらを踏まえて、7ページのところで、この文章の中で、先ほど運用手法、運用対象の多様化とか、あと、骨子にあったような高度化というのが何を指すのかということが、玉木委員のほうからお話ありましたけれども、そもそもなぜ必要なのかとか、そういったところまでも言及していただきたいという思いが個人的にはあります。特に、アクティブ運用とパッシブ運用というところでいいますと、先ほどパッシブが主であるというお言葉が森様からありましたけれども、そういったところで、ただ併用するというところですが、アクティブ運用については、ここにあるとおりですが、超過収益が獲得できるとの期待を裏づける十分な根拠を得ることを前提に行うというような、ある意味、ちょっとしたブレーキといいますか、それが入っていますので、この言葉はすごく重いかな

と思います。

もう一つ、先ほど出ていたオルタナティブにつきましても、伝統的な資産と投資手法の違いということもありますし、取引のコストの部分もあると思いますが、体制の整備を図るということで、取組を進めていくということですが、やはりオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で、取組を進めるとか、そういった言葉が入っていますので、その下もそうですけれども、継続的に検証して、検証結果についても十分に考慮していただければと思います。なぜ進めるかというところまでも、できれば、言及していただきたいと思うのですが、次の具体的な計画に落とすときにも検討していただきたいと思っております。

それから調査研究のところは、前回、私もコメントをしたところですし、また本日は皆様から意見が出ましたが、12ページのところはやはり年金積立金運用の目的に即して、調査研究業務を行うというようなことで、ある程度の範囲内でやっていただきたいと思っております。

もう一つ、最後に、情報発信、広報のところ、10ページに戻るのですが、これはもう、このままですが、専門家のみならず、できる限り国民に広く、それからメディアに対する情報発信、広報活動の一層の充実に継続的に取り組むということは、非常に大事かと思っております。重要なポイントのところかと思っておりますので、こういったことを、ぜひ、しっかりと入れ込んだものにしていただきたいと思っております。

以上です。

神野部会長

どうもありがとうございました。

特にいいですかね、どうぞ。

森審議役

年金積立金は、非常に貴重なものでございますので、お言葉、本当にありがとうございます。

今回の政策体系における法人の位置づけ及びミッションということで、これは前回もそうなのですが、1つ目の黒丸の下なので、年金積立金の管理運用は運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、年金事業、これは少子高齢化の中ということでございますが、その安定に資するという極めて重要な役割を担っているという話がございます。2回前の目標ですと、パッシブ運用が中心だったので、市場で取れるのだったら超過収益を取ったほうが年金財政のためによろしいのではないかとということで、今の目標では、並列という形になっております。諸

外国の年金基金は、普通は、モデラート、穏健なリスクの下で、最大の収益を目指す、そういうところが多いのですけれども、収益が取れるのでしたら、やはりGPIFに対しては、収益を稼いでくれという期待もあるのではないかなと思います。

神野部会長

ありがとうございます。

課長、どうぞ。

石川資金運用課長

運用の高度化、多様化について、なぜ必要なのかということですか、オルタナティブ投資になぜ取り組むのかということについて言及できないかというような趣旨の御指摘を中期目標に関していただいたかと理解いたしましたけれども、実際に、具体的にどのような運用手法なり運用対象とするかということについては、基本的に法人において判断をしていくということであり、中期目標においては、仮にその運用手法を、新たな運用手法などの検討をするのであれば、こういうことに留意しながらやりなさいということを目指して書いているということですので中期目標のほうで投資行動についての必要性に言及するのはなかなか難しいかなと思っておりまして、そういう意味で御理解いただければと思っております。

神野部会長

平川委員、ちょっとお待ちください。

井上委員、どうぞ。

井上委員

これまでの議論が反映されていますので、全般的には違和感はございません。

少し気になった点なのですけれども、先ほどもちょっと出ましたけれどもPDCAサイクルを回すというのが3か所ぐらい出てくるのです。

それで、これは、我々などもよくPDCAという言葉を使うのですけれども、実際には非常に難しく、まず、明確なプランがないとできないわけで、あと評価基準がないとできないわけで、誰がやるかとか、非常にPDCAサイクルを回すのが大変だと思うのです。

例えば、4ページの組織体制でPDCAサイクルを回すというのは、とっても難しいのではないかなと。そもそも目標と、どういう評価をするのかというのは非常に厳しいと思うの

です。

11ページの経費の削減とか、あるいは調査研究の成果とかは比較的可能かもしれませんが、最初の組織体制のPDCAサイクルというのは、もう少し具体的にイメージとして考えておられるものがあれば、教えていただきたいと思います。

神野部会長

PDCAサイクルの件、どうぞ。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

この組織体制に関するPDCAサイクルは、実は現行の中期目標にも記載されているフレーズであります。実際、執行部の監督ですとか法人の重要事項を意思決定するのが経営委員会であり、ある意味、私の理解ではPDCAの、まさにPといいますか、法人の重要事項の方針決定、意思決定を行うのが経営委員会であります。

この経営委員会の方針を受けて、また、さらには法人の執行部の監査を行うのが監査委員会でありますけれども、そういった経営委員会の決めた方針のもとで執行を行うのが、理事長をはじめとする執行部であるということで、PDCAの中ではDだというふうになります。

その上で、実際に執行部の業務実績が適切であったかどうかとか、それらの法人の独法制度に基づく業績評価という仕組みもありますし、さらには経営委員会が執行部の業務遂行の監督をするということも、ある意味、PDCAのチェックという面があるかと思います。

法人内部における意思決定を行う経営委員会、監査委員会、さらにはそれを受けて執行を行う執行部、そういった相互の関係性をうまく法人内で、それぞれの役割なり機能なりを果たしながらガバナンス改革を定着させていくということが、言ってみればPDCAサイクルを機能させていくということになるということで、現在の中期目標でも記載されていると思っており、その趣旨は引き続き次期目標でも必要であろうということで、今回の中期目標でも書くこととしてはどうかというものであります。言葉が足りないかもしれませんが、要は、経営委員会や執行部の関係性も含めるということからPDCAサイクルを機能させていくということになるのかなと考えているところでございます。

神野部会長

何かありますか、どうぞ。

井上委員

組織体制をPDCAでチェックして変えていくということではなくて、それぞれ既にある組織が、それぞれのチェック機能とか執行機能をちゃんと果たせという意味合いということですね。

石川資金運用課長

そうです。

神野部会長

平川委員、どうぞ。

平川委員

2点意見と、2点質問がございます。

最初に資料1の関係です。先ほども意見がありましたが、スライド7で、オルタナティブ投資の関係について意見を申し上げます。

これは前から言っていますけれども、固有のリスクの問題であるとか、パフォーマンス評価も難しいと。そして評価コストも大きいというのがオルタナティブ投資の大きな課題だというのは、この間の議論で明らかになっています。

そういうコストなどが必要だということを踏まえますと、オルタナティブ投資を大きく拡大するということは、先ほども意見がありましたけれども、慎重にあるべきだということだと思います。

また、あくまでも最低限のリスクとコストでの運営、運用という原則も当然ございますので、その辺は遵守をしていただきたいと思います。これらは意見でありますので、先ほど資金運用課長のほうから御発言がありましたので、当然そういう方向で対応していただきたいと思っています。

2つ目は、資料3のほうです。新旧対照表です。

これを見ていますと、スライド19番で、第4期の案では透明性の向上、情報公開というフレーズというのが第三期のほうではあったのですが、第4期の案では見当たらないということでもあります。

情報発信、広報というのは重要でありますので、そういう適切に情報公開ということも重要な観点だと考えています。これは意見として言わせていただきます。

もう一つ、GPIFの中期計画の骨子案であります。

1つ目でありますけれども、2ページ目のところでは、

実は（２）のマル２の、市場及び民間の活動への影響に対する配慮という表現のところ
です。これを今回の資料１の中期目標の概要と比較してみますと、中期目標のほうでは、
例えば、他事考慮のところについて、他事考慮はできない仕組みであるということや、マ
ル２のほうでは、個別の銘柄や、特定の企業を対象とするなどの個別の銘柄選択や指示を
することができない仕組みとなっているということでありまして、さらにまた市場への影
響ということも、るる書いてあります。しかし、中期計画のほうでは、まずマル２のほう
で、影響に対する配慮ということで、少し弱い表現になっておりますし、また市場規模を
考慮し、過大なマーケットインパクトを被ることがないように「努める」というところの表
現、この努めるというのが弱い表現になっているかなと思っています。

また、過大なマーケットインパクトという、この過大なという表現が定性的でありまし
て、小さければいいのかということにも取られかねないのではないかと考えています。
このことから少しこの辺、整合性というか、中期目標に沿った形での計画ということ
をしっかりと対応していく必要があるのではないかと考えています。その辺、どう考えて
いるのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、これは簡単な質問ですが、GPIFの中期計画の５ページのところで、下の第９
のところの１ポツの高度専門人材の確保のところでありますけれども、１つ目のポツで、
必要に応じた雇用関係の見直しというのがあります。この雇用関係の見直しというのはど
ういう意味合いなのか、これは、質問ですけれども、お聞きしたいと思いますところ
であります。

以上です。

神野部会長

それでは、質問がありましたので、どうぞ。

石川資金運用課長

ありがとうございました。

資料１の３ページに書かれている運用の基本的な方針に関する記載と、GPIFの中期計画
骨子案の２ページにあります遵守すべき事項、その中に市場に配慮ということがあります
けれども、ここは、資料１の３ページの基本的な方針に対応する部分は、中期計画の骨子
の２ページの第１の１の（１）に相当する部分なのです。

一方で、中期計画の骨子の２ページの第１の１の（２）の遵守すべき事項、先ほど配慮
という言葉が弱いのではないかとされたこの部分は、資料１には載せておりませんで、
先ほどの配慮という部分について弱いのではないかとこの部分の記載は、これと同様の記
載を中期目標の方でも実際には書く予定であります。

要は、資料1の3ページの部分は骨子の第1の1の(1)に相当する部分で対応している、ご指摘があった第1の1の(2)と資料1の3ページは別の項目であるということでございます。伝わるでしょうか。

資料2の3ページの中ほどに(2)のマル1、マル2とありますけれども、これが中期目標における、先ほどの配慮という言葉を含めた記載でありまして、それに対応する形で、先ほどの中期計画の骨子案のところでも、GPIFの計画案の骨子案でも、目標の内容に即して計画でも記載をする予定であるというものでございます。

平川委員

分かりました。ありがとうございます。

それであれば、資料2の3ページのところは、当然、今回の議論対象になるということになれば、こちらのほうを法の精神にのっとって、もう少しきつめに書いてもいいのではないかなと思いました。意見として言わせていただきます。

神野部会長

特にコメントはありますか。

どうぞ。

石川資金運用課長

この受託者責任の徹底ですとか市場や民間活動への影響、特に後者の民間活動等への配慮のところについて法の趣旨にのっとってということでもありますけれども、ここはまさに市場への影響などについて遵守すべき事項として、趣旨としては記載がこの表現でもできているのかなと思ってはいるところでございますけれども、もし何か具体的にここをこういう表現にしたほうがいいのではないかとということがあれば、それをもとに可能かどうか検討してみたいとは思っています。

神野部会長

よろしいですか。

どうぞ。

平川委員

この「努める」という表現ですが、法律上では努力義務のような受けとめがされます。法律では、努力義務というのは、比較的緩い、はっきり言って、できなかつたら仕方がないと、受けとめられるような表現でもありますので、もう少し適切な表現を検討していただければと思いました。

以上です。

神野部会長

では、森審議役、どうぞ。

森審議役

骨子案について御意見いただきました。

当然、中期計画は、中期目標を達成するためのものがございますので、中期目標に羈束されることについては、間違いございません。

市場インパクトの話でございますけれども、当然運用すれば、何らかのインパクトはありますので、そこで「過大な」と書かせていただいた。あと、これは市場の状況、我々はいろいろ考えても、もしかしたら、結果的に過大になってしまうことはあり、確かにおっしゃるとおりあってはならないようなことではございますが、過大なマーケットインパクトを被ることがないよう「努める」と。バタフライエフェクトみたいなこともございますので、そういう形で、書かせていただいているところでございます。

そして第9のその他主務省令で定める業務運営に関する事項ということで、専門人材の確保につきまして、雇用関係の見直しとは何かということについてお話をいただきました。

これは、私ども高度専門人材につきましては、いろいろな方に専門性はあるわけでございますが、一部の方につきましてはプロ職という形で、期限を切った雇用形態にしております。

ただ、その前にございますように業績の評価の定期的な実施等もございまして、場合によっては、プロ職ではなく、そうではない形の形態とかいうのも、場合によってはその方の評価によってあり得るということでございますので、そういうことも含めた適時適切な配置ということで書かせていただいています。

神野部会長

四塚委員、特に何か御発言があれば。

四塚委員

先ほどどなたかの御指摘にもありましたが、中期目標の新旧対照表の19ページを見ると、透明性の向上という項がなくなっています。透明性が向上したから、もう既にいいのではないかということなのかもしれませんが、今後ともそれを確保できるように何らかの中身を残していただきたいと思います。

特に、この中で運用管理委託手数料とか運用受託機関等の選定過程、結果等というようなことが具体的に書いてあったのですけれども、それが新しい案ではなくなっているわけです。

この辺り、書かなくても続けるということなのかもしれませんが、そのうち消えてなくなるということもあり得るので、これを明記していただきたいと私は思います。

神野部会長

この点について御説明いただけますか。

石川資金運用課長

今回の中期目標においては、策定に当たっての基本的な考え方として、法人の具体的な取組については、法人側の中期計画において具体的な事項を盛り込むこととし、中期目標においては、まさに基本的な事項、中期目標に位置づけるものとして重要な方針なり重要な考え方について中期目標に記載をするという考え方で、今回整理をしようとしているのであります。そういう意味で、実態上、法人における取組状況を見て、中期目標であえてここまで個別具体的に書かなくてもよいだろうと、あとは法人側の実際の取組なり判断によって中期計画の中で位置づけるということにしてはどうかという観点で、あまり細かい個別の取組については今回中期目標には書かないようにしようというような思想が実はあったところがございます。そういう一環でこのような記載にしているところがございますので、もしよろしければ、そういうお考えで御理解をいただければと思います。

四塚委員

その考え方は、非常によく分かるのですが、少なくとも一部の人たちはこういうものに非常に注目していると思いますし、現状も、決して公表して恥ずかしいようなものではないと思うのです。運用の委託手数料なども、低過ぎると言われているぐらいなので、少なくともGPIFとしては大威張りで出せるような数字のはずであって、そういうものをアピールするというのが、この制度に対するトラストというか、信頼感を醸成していくという意味があるのではないかと思います。

度山審議官

補足をしますと、ここは目標をどう作るかを我々の中でも議論をしたところなのですが、恐らく前回の中期目標は、初めて経営委員会という組織ができるということとの関係で、いろいろなことを整理されて書かれているということだと思います。

それで、ここに前回で書かれているところの、例えば手数料の問題とか、あるいは保有株式の話とかというのは、今は全てオープンにするという取組を決めて実行されています。

それから、この間の資金運用部会の議論の中で、いわゆる国民に対する情報発信とか理解を求めるための取組が重要だという話もありました。この点を踏まえて、この部分については、内部の意思決定の透明性という問題では、幾つかクリアされた問題に関しては、ちゃんとそれを引き続きやりなさい、加えて、国民の理解を求めながら資金運用していく、国民に対しても情報発信しなさい、このように整理をして、今回は、情報発信及び広報というタイトルをつけ、しかも重要度高とつけたということです。したがって、決して透明性の問題を軽視して、項目からなくなったわけではなく、引き続き透明性を持って運営していくのだということは、それぞれの項目の中で整理はしているつもりです。

その上で、透明性の向上という言葉がなくなるということに対して、御心配なり、あるいは、本来、我々が意図しない効果を生まないようにということに関しては、中で議論をさせていただきます。

神野部会長

ほか、委員の皆様方から、ひと当たり御意見を頂戴いたしました、よろしいですかね。

特に御発言がなければ、どうもありがとうございました。極めて生産的な御議論を頂戴したことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、本日、委員の皆様方から頂戴した御意見等々を勘案して、事務局において、次期中期目標案の修正等の御検討をお願いいたします。

それは、次回のこの部会において、次期中期目標の諮問を予定しておりますので、御準備をいただければと思います。

また、GPIFというか法人におかれましても、本日、委員の皆様方から頂戴いたしました御意見を踏まえて、次期中期計画案を作成いただいて、次回の当部会において御議論させていただきたいと思いますので、御準備をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうかね。

それでは、本日は、極めて生産的に多岐にわたる御議論を頂戴して、本当にありがとうございます。

事務局のほうから、次回以降の日程について、お願いできればと思います。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

次回の部会については、先ほど部会長からお話がありましたとおりでございます。

また、次回の部会の開催日時につきましては、また追って御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

神野部会長

それでは、これにて、本日の審議を終了させていただきたいと思えます。

最後まで御熱心に御議論を頂戴しましたことを、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。